

令和2年度における広島県特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況

令和3年5月 総務局人事課

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第19条第6項及び「次世代育成支援対策推進法」第19条第5項の規定により、令和2年度における特定事業主行動計画（「職員の『わ』応援プログラム～らしく、いきんさい。～」）に基づく取組の実施状況について、次のとおり公表する。

1 主な取組内容

(1) 心理的安全性の確保

- 職場における心理的安全性の確保に向け、メールマガジン等を通じた心理的安全性の周知や、総務局内において「『安全な場』宣言」を実施
- 管理監督層の不安を軽減し、マネジメント力をより高めるため、意見交換及び取組共有の場である「管理監督層のトーキング」を実施

(2) 固定観念にとらわれない考えの受容

- 他者の多様性を認め合うとともに、単なる前例踏襲にならず、よりよい仕事の進め方を考える意識を高められるよう、アンコンシャス・バイアスの理解向上に向け、メールマガジンによる事例紹介や管理職向けのアンコンシャス・バイアス講演会を開催

(3) 能力を高め合う意識の醸成

- 職員の能力開発を支援するため、自己啓発支援のeラーニングを実施

(4) 多様な将来像の実現に向けた支援

- 職員一人ひとりが自身の今後の働き方や将来像について考えられるよう、意見交換の場である「しごともくらしも。県庁“ホッと”トーキング」を実施

(5) 柔軟な働き方の検討

- 男性職員が積極的に育児を行えるよう、子供が生まれる前から育児について考えてもらうため、家事育児分担チェックシートの作成などにより、家事参画を促進
- 仕事と介護の両立に向け、職員が介護について理解を深めることができるよう、「介護サポートハンドブック」を作成し、介護に関する講演会を開催

2 目標に対する実績

指標		目標値	R2 (R3.4.1)	R元 (R2.4.1)
年次有給休暇取得率		75% (15日) 【R7】	59.5% (11.9日)	61.5% (12.3日)
管理職に占める女性職員の割合（病院医療職を除く）		28% 【R8.4.1】	13.1%	13.2%
長時間勤務の縮減	①各局の時間外勤務縮減目標の達成	毎年度設定（各局）	9/15局	1/12局
	②時間外勤務年280時間を超える職員数の目標の達成	毎年度設定（各局）	5/15局	—
男性職員の育児休業取得率	①当該年度に新たに育児取得可能となった男性職員のうち、育児の取得計画を立てた職員数/当該年度に新たに育児取得可能となった男性職員数	100% 【R7】	98.9%	—
	②当該年度中に新たに育児を取得した男性職員数/当該年度に新たに育児取得可能となった男性職員数		53.3%	41.0%
配偶者出産休暇取得率	①取得者数ベース	100% 【R7】	90.3%	92.9%
	②取得日数ベース		90.0%	89.5%
男性の育児参加休暇取得率	①取得者数ベース	100% 【R7】	91.8%	87.2%
	②取得日数ベース		90.4%	84.7%

※取得者数ベース：対象者に対する取得者数の割合により算出

取得日数ベース：総取得可能日数に対する総実取得日数の割合により算出

※ R3.6「各局の時間外勤務縮減目標の達成」及び「時間外勤務年280時間を超える職員数の目標の達成」の値を修正